

○ ○ ○ 会規約

〈名 称〉

第1条 本会は、○○○会と称する。

〈事務所〉

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

〈目 的〉

第3条 本会は、会員の心身の健全な発達を図るための学習活動を行い教養を高め、会員相互の親睦を深め、かつ、地域社会に貢献することを目的とする。

〈事 業〉

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ○○○○○○○○○○○○○○
2. ○○○○○○○○○○○○○○

〈会 員〉

第5条 本会の会員は、原則として区内に住所を有し、本会の目的に賛同する者とする。

〈役 員〉

第6条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長1名、副会長2名、会計1名、理事若干名、会計監査1名

(1)役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

(2)本会に、顧問、相談役をおくことができる。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときこれを代行する。
3. 会計は、会の金銭収支を明らかにし、総会で報告する。
4. 理事は、会の運営について協議する。
5. 会計監査は、会の会計を監査し、結果を総会で報告する。

〈会 議〉

第8条 本会の会議は、次のとおりとする。

1. 総 会 定期総会は、毎年度当初に開催し、役員選出、事業計画・予算の審議、事業及び会計報告をする。臨時総会は、会員の要求があった場合、会長 が招集する。

2. 理事会 必要に応じ、会長が招集する。

〈会 費〉

第9条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第 10 条 本会の会費は、1人月額○○○円とし、毎月初めに会計へ納入する。

第 11 条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〈規約の変更〉

第 12 条 本規約を改正しようとするときは、総会において、会員の2分の1以上の同意を要する。

付 則 本規約は、令和○○年○○月○○日から施行する。